

平成26年11月 7 日

魚沼市議会議長 浅井守雄様

議会改革特別委員会

委員長 渡辺 一 美

議会改革特別委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 検討課題について
 - ・ 政務活動費の支出内訳様式について
 - ・ 公聴会及び参考人制度について
 - ・ 議案の公開について(2) その他

- 2 調査の経過 11月7日に委員会を開催し、上記案件について調査した。
検討課題等について調査を行い、政務活動費の支出内訳様式については、別紙「魚沼市議会政務活動費の運用について(案)」のとおり、取りまとめを行った。公聴会及び参考人制度については、別紙「魚沼市議会委員会における請願者又は陳情者の趣旨説明に関する要綱(案)」について、取りまとめを行った。議案の公開については引き続き調査を行うこととした。

議会改革特別委員会会議録

1 調査事件

(1) 検討課題について

- ・ 政務活動費の支出内訳様式について
- ・ 公聴会及び参考人制度について
- ・ 議案の公開について

(2) その他

2 日 時 平成26年11月 7日 午後 1 時30分

3 場 所 広神庁舎 3階 301会議室

4 出席委員 富永三千敏、志田 貢、大平栄治、渡辺一美、関矢孝夫、本田 篤、

5 説明員 なし

6 欠席委員 なし

7 書 記 小幡議会事務局長、富永副参事

8 経 過

開 会 (13 : 30)

渡辺委員長 定足数に達していますので、ただいまから議会改革特別委員会を開会します。
これより議事に入ります。

(1) 検討課題について

渡辺委員長 日程第1、検討課題についてを議題とします。本日は、日程表のとおり、前回に引き続き政務活動費の支出内訳様式について、公聴会及び参考人制度について及び議案の公開について、具体的な方法や進めていく上での課題等について調査検討したいと思っています。本日はいろいろと資料をつくらせていただきました。まず最初に政務活動費の支出内訳様式についてですが、これは今までの議論の中で運用指針については3月の議会まででいいが、様式については統一したものを早い段階でつくって、できれば1月頃から皆さんが一緒に使っていけるようにしたいということだったと思いますのでそこから始めさせていただきたいと思います。前回の資料の十日町市の運用指針と新潟市の運用指針を一覧表にまとめた資料を配付しました。また、十日町と新潟市議会の指針の中ほどに様式があります。若干違うようになっているかと思いますが、似ている部分もありますので、

当市としてはどんな形にしていくかということ、きょう具体的に決めていかなければいけないと考えています。この様式を決めていくにあたっては、新潟市の運用指針だと、17ページに領収書等の証拠書類があります。これが使いやすいように表した伝票のつくりになっていますし、十日町市議会の方は9ページに領収書等の証拠類綴りがありますので、この一覧表の3枚目に十日町市議会と新潟市議会の運用指針があります。これを見比べて魚沼市としてはどういうふうにするかというところを、まずは決めないと、届出様式についてどうしようかというのが、イメージできませんので、これを読みながら先に進めさせていただきたいと思います。ここから先は具体的に皆さんでどういうふうにして決めていくかということになりますので、これより先は休憩とし、自由討議とさせていただきたいと思います。その前に何かあるようでしたら、伺いますがいかがでしょう。

富永委員　これから様式を決めるということなので、今言われたように、領収書にどのようなものを添付するのか、どういう項目を経費に分類するのかによって当然違ってくると思うので、それはそれでいいと思いますが、様式だけを決めて、議員の活動費に関するような運用指針の内容については、後日決めるという捉え方ですよね。

渡辺委員　委員長としてはできれば、この運用指針もきょう時間が許せば、魚沼市バージョンができればいいんですが、12月の議会にあげていこうとなるともう一回、委員会を開催しなければいけないのではないかという懸念があります。それで前回皆さん方とお話をしたときには運用指針については3月の議会に間に合うようにして、そこで全員協議会等で諮ってもらえればいいけれども、この様式だけは1月くらいから使えるようにしたいという話がありましたので、そのつもりでいます。時間が許せば先に進めるかもしれません。それではしばらくの間、休憩とし、委員間の自由討議とします。

休　　憩（13：36）

休憩中に委員間の自由討議

再　　開（14：21）

渡辺委員長　休憩を解き会議を再開します。今ほど皆様方から慎重に審議していただきました。先ほど富永委員の方からは様式だけでよいかという意見がありましたが、今ほど皆さんで審議した結果、魚沼市議会として12月の議会までに用途の基準となる一覧表と様式を作成してそれを試行的に運用してはどうかということで議長に報告をするということにさせていただきました。確認させていただきますが、それでよろしいでしょうか。（異議なし）そのように決定しました。それでは、しばらくの間休憩とします。

休　　憩（14：22）

再　　開（14：35）

渡辺委員長　休憩を解き会議を再開します。次に公聴会及び参考人制度についてを議題とし

ます。先般、当委員会で上越と柏崎市に行政視察に行った際に上越市の方で、議会基本条例を基にした参考人、それから公聴会制度、特に陳情・請願における参考人制度は活発に行われているという説明がありました。皆さんもご存知のとおり9月議会では陳情ではありませんでしたが、陳情者の意見を聞くための制度等につきまして、早急に様式を整えたほうがこれからいろいろな形でいいのではないかという意見もありましたので、上越市議会に問い合わせしました。その資料がA3版の上越市議会での意見陳述を設けるときのフロー図と上越市議会での請願、陳情に係る参考人招致の実績です。その関連資料として、ここに上越市議会基本条例、逐条解説抜粋がありますが、これがフロー図などに出てくる条例等にまとめてあるものです。それから大阪市会参考人意見聴取要綱と小平市議会委員会における請願者の趣旨説明に関する要綱が資料として配付されています。まず簡単に諮らせていただきたいのですが、大阪市と小平市の要綱をまず確認し、魚沼市としてどんなものをつくったらいいのかということを検討させていただけたらと思います。そしてその後フロー図を見ていただいた方が多分分かりやすいかと思うので、そのような形で進めたいと思います。

関矢委員　これは両方とも請願、陳情になっていますけれど、魚沼市議会として今後、請願や陳情が出てくるかと思えます。それについて参考人は必要なか必要でないのか。この委員会の中で皆さんがどのように思っているのか確認したいと思えます。

渡辺委員　基本条例の6条市民参画に、議会は市民参画のために市民との意見交換の場を多様に設けて、自らの政策能力の強化や政策提案の拡大を図るものとする。2項では議会は、市民の意見及び専門的知見を審議等に反映させるため、公聴会及び参考人制度の活用を努めるものとする。3項で議会は、請願及び陳情の審議等においては、必要に応じて、当該請願者又は陳情者の意見を聴くものとするとなっていて、逐条解説では、1項は、議会は、市民の意見を市政に反映させるため、意見交換や意見聴取の場を設けるなど、市民参画の推進を定めたものである。第2項は、議会は、議案の審議等に反映させるため、地方自治法に定められている公聴会及び参考人制度や学識経験者の専門的知見を活用することを定めたものである。第3項は、議会は、市民参画の一環として、請願や陳情の審議等に際し、委員会において、必要に応じ請願や陳情の提出者の意見を聴いた上で、審議等を行うことを定めたものである。意見を聴くに当たっては、地方自治法の規定により参考人として出席を求めて、意見を聴くこととなるものであると定められています。これは必要か、必要でないかの議論ではないと思えます。今後そのことをどういうふうにして進めていくかです。前ははまだそういった要綱や手続きの面できちんとしたものがなく、参考人として呼ぶことができず、意見交換会という形で来ていただいた非公式のものでした。これからはせつかくこの基本条例の中で、定めているのですから、皆さん方が決められた手順に添ってきちんとやっていけるようにすること、これが議会改革特別委員会の役割だと思います。今回は、ちゃんとした手順を決めていくための話し合いになるかと思えます。まず小平市と大阪市会の要綱を確認して、それを基にして魚沼市としてどうすればいいかということを検討していきたいと思えますが、それについて何か意見等がありますか。(なし) それではこれからまた自由討議として、協議をしたいと思えますので、これより休憩とします。

休 憩（14：42）

休憩中に委員間の自由討議

再 開（15：45）

渡辺委員長 休憩を解き会議を再開します。皆様にお諮りしますが、きょう、何とか要綱にしたいと思います。議会全体の参考人の制度についてまでは決めなくてもいいのですが、委員会での請願者の趣旨説明に関する要綱くらいは、つくっておいた方がいいのではないかと考えていますが、それで進めさせていただいてよろしいでしょうか。（異議なし）そのようにさせていただきます。次に、大阪市の要綱は事務局長からの指摘があったように、議会全体としての大きな枠組みでの参考人の意見聴取の要綱ですので、小平市議会委員会における請願者の趣旨説明に関する要綱を魚沼市の要綱に合うように、手を入れたいと思います。よろしいでしょうか。（はい）それではしばらくの間、休憩として、委員間の自由討議とします。

休 憩（15：46）

休憩中に委員間の自由討議

再 開（16：16）

渡辺委員長 休憩を解き会議を再開します。今ほど皆さん方から慎重審議していただきまして、魚沼市議会委員会における請願者、または陳情者の趣旨説明に関する要綱を取りまとめさせていただきました。この要綱を議長に報告することにしたと思います。異議ありませんか。（異議なし）そのように決定しました。議案の公開についてという検討課題が残っていますが、これについては、まだまだ調査しなければいけないところもあるかと思えますし、皆さん方も次回の特別委員会までにそのことについて勉強する機会があればと思いますので、よろしくお願いします。きょうもう一つ資料を用意しています。平成25年度新潟県内市議会概要調べになります。これによると魚沼市議会は県内でもこの政務活動費が低い方から2番目となっています。本日は、新潟県内20市のそれぞれの議員の数ですとか報酬、そして政務活動費等の調査をした資料となります。議会改革特別委員会では、このことについても今後検討し、皆さん方の意見をいただきながら、次の政務活動費の運用指針をまとめるときには、これも参考にしながら皆さん方の意見を取りまとめたいと思いますので、これも熟読していただきたいと思います。これで日程第1を終わりたいと思います。

（2）その他

渡辺委員長 次に日程第2その他を議題とします。皆さんから何かありますか。

大平委員　先ほどの議案の公開について、執行部の方からやっていかないとならないので委員長の方から打診してもらえないでしょうか。

渡辺委員長　今、大平副委員長よりこういった発言がありました。これについては、次回までに委員長と副委員長で執行部の所に今のホームページのあり方も含め調査しに行きたいと思いますが皆さんいかがでしょうか。（一任します）ではそのほかに何かありますか。（なし）本日の会議録については、委員長に一任願います。本日の議会改革特別委員会はこれで閉会します。

閉　　会（16：21）